



令和3年4月に 県立新居浜特別支援学校みしま分校が開校します

県立新居浜特別支援学校の狭あい化解消や、市内から通学している児童・生徒の通学負担軽減を目的に、三島小学校東校舎内に県立新居浜特別支援学校の分校が開校します。

設置場所
三島小学校（主に東校舎1・2階）
対象の障がい種別
知的障がい
設置する学部
小学部、中学部
通学地域
四国中央市内

※分校への入学・転学を希望される保護者の方は、在籍の小・中学校、新居浜特別支援学校、園または学校教育課までお問い合わせください。

☎ 学校教育課 28・6045

分校の開校に伴い、凸凹がある子どもたちの放課後を支える「放課後等デイサービス」のニーズが高まっています。



「特集」 すべての子どもたちを包み込む



ひとは誰でも、得意なこと「凸」と苦手なこと「凹」があります。

「凸凹は「平らにするもの」ではなく、良いところを伸ばし、苦手なところを配慮し合いながら、個性や特性として「大切にしていくもの」であると考えます。

本市では「人を結ぶ、心を結ぶ、あったか協働都市」をスローガンにまちづくりを進めています。

今回の特集では、すべての子どもたちを包み込むあったかなまちづくりの取り組みの一つである、特別支援学校と放課後等デイサービスについて紹介します。

放課後等デイサービスとは？

学齢期の子どもにとって「放課後」は、学校や家庭ではない第三の居場所として機能し、学校や家庭とは異なる人間関係や活動を通して、今の自分を少し超えることにチャレンジし、自己や他者と相互交渉しながら時には失敗しながら、大人になるための、そしてこの時期にしか獲得できない、大切なことを学ぶ時間です。

「放課後等デイサービス」は、障がいや発達に特性がある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などのために必要な支援を行うことで、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図るための福祉サービスです。「放デイ」と略して呼ばれています。

放課後等デイサービス事業所とは？

放課後等デイサービスを提供する事業所です。令和2年10月1日現在、市内に8か所の事業所があり、227人の子どもたちが利用しています。

放課後等デイサービス事業所では、子ども本人や保護者の希望を踏まえたくうえで、「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」といった基本活動を複数組み合わせることで支援します。

7ページには、市内の放課後等デイサービスの事業所を掲載しています。

放課後等デイサービスと学童保育（放課後児童クラブ）

どちらも、放課後や長期休業中に適切な遊びや生活などの場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図るという目的は共通していますが、対象となる方の要件などが異なります。

	放課後等デイサービス	放課後児童クラブ
対象年齢	小学校1年生～高校3年生 ※事業所によって異なります	小学校1年生～4年生
要件	放課後等デイサービスによる発達支援が必要であると市に認められること	労働などにより保護者が昼間家庭にいないこと
利用申請先	次ページ参照	川之江・新宮地域 川之江ふれあい交流センター 三島・土居地域 みしま児童センター

放課後等デイサービスの事業所一覧

重度心身障がい者（児）通所施設
きいちご

場 中曽根町 1256 問 72-8080

訪問看護ステーションを併設する事業所で、看護師や理学療法士などを配置し、市内で唯一の重症心身障害児及び肢体不自由児の支援を主に行っています。現在は休止中ですが、再開に向け準備を進めています。



社会福祉法人澄心
ぽれぽれウインカル

場 三島宮川 2-3-10 問 22-3346

「安心できる環境」をベースとして「コミュニケーション・人と関わる力のスキルアップ」、「ライフスキル・トレーニング」の2つを主に療育支援しています。個々のお子さんの強みや課題を見極め、学齢期から成人期へ向けたアプローチを行います。



放課後等デイサービス
ここから

場 寒川町 616-1 問 77-4975

子どもたちが新しいことへ楽しみながら挑戦できる「自主性」を大切に支援しています。また、子どもたちだけではなく、その家族にも寄り添い、「ここから」スタートして良かったと思われる事業所を目指しています。



東部・西部子どもホーム

東部 下柏町 749-2 問 28-6026

西部 土居町入野 178-1 問 28-6395

東部子どもホームはパレット内にあり、複数人での「小集団療育」と、マンツーマンでの「個別療育」を行っています。西部子どもホームは土居こども館にあり、市域西部にお住まいのお子さんを対象に「小集団療育」を提供しています。



放課後等デイサービスひらり

土居ルーム 土居町津根 1654-1 問 72-6771

三島ルーム 中曽根町 1894-4 問 22-4151

集団活動を基本に、運動、学習、余暇時間を通して未発達な部分への発達を促しています。身体を動かすことで、感覚の統合や基礎運動の能力向上、聴く力・見る力を鍛え、身体との協応動作が上手いくよう支援します。



放課後クラブぴのきお

かわのえ 妻鳥町 1048-1 問 22-4774

みしま 寒川町 337 問 22-3740

小学校1年生から高校3年生までの児童・生徒を対象に、放課後をのびのびと過ごすことができる居場所を提供します。集団活動、個別支援、家族支援、体験イベントなどの療育を通して、社会性、規律性、協調性、創造性などを育みます。



子ども若者総合相談センター
場 下柏町 749・2 問 28・60266

障がいの有無に関わらず、子どもから概ね39歳までの若者の、主に発達に関する相談をお受けしています。放課後等デイサービスなどの福祉サービスの利用をご希望の方には、制度の説明や支援機関のご紹介をさせていただきます。
まずはお電話ください。

① 相談

まずは担当窓口にご相談しましょう。

放課後等デイサービスを利用するまでの流れ
放課後等デイサービスを利用するためには、担当窓口への相談を経たうえで、市への申請が必要です。ここでは、相談から申請、サービス利用までの流れを説明します。

担当窓口

基幹相談支援センター

場 三島宮川 4・6・55（福祉会館内）
問 28・6154

障がい福祉サービスのことや、生活の中で困りごとなど、障がい種別や障がい者手帳の有無に関わらず、また支えている家族や地域の方からのさまざまな相談を相談員がお受けして、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、ご希望や内容に応じて支援機関におつなぎします。



② 申請

障がいや発達に特性がある子の保護者が申請します。申請時の必要書類など、詳しくは、お問い合わせください。

担当窓口

生活福祉課 28・6023

③ 障害児支援利用計画書の作成

相談支援事業所の専門職員（相談支援専門員）がサービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせた障害児支援利用計画書を作成します。

④ 支給決定

利用計画書をもとに、利用できるサービスの支給を決定します。支給が決定すると「通所受給者証」が交付されます。



「通所受給者証」は支給決定内容の確認や、利用サービスの変更を申請するときなどにも必要なので、大切に取り扱いましょう。

⑤ 障害児支援利用計画書の作成

実際に利用することになる障害児支援利用計画書を作成します。



⑥ サービスの利用開始

実際にサービスを利用する放課後等デイサービス事業所と契約します。利用の際は「通所受給者証」を提示し、計画に沿ったサービスを利用します。
また、サービス利用後は一定期間ごとに利用状況を検証し、その結果に応じた利用計画の見直し（モニタリング）が行われます。



すべての子どもたちを包み込む

今回の特集では、すべての子どもたちを包み込むあたたかなまちづくりの取り組みとして、特別支援学校と放課後等デイサービスについて紹介しました。
厚生労働省が策定している「放課後等デイサービスガイドライン」では、その基本的な姿勢として、「放課後等デイサービスは、支援を必要とする障がいの有る子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験などを通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである」とあります。
これは、障がいの有無、凸凹の大小に限ったものではないと思います。すべての子どもたちが、それぞれの個性や特性を生かしながら、温かい見守りやサポートの中で、笑顔あふれる幸せな日々を送るために、私たちにどんなことができるか考えていきましょう。

